介護保険施設等集団指導

特定事業所加算（訪問介護）
サービス提供体制強化加算（訪問入浴介護）
サービス提供体制強化加算（訪問看護）



特定事業所加算(訪問介護)及びサービス提供体制強化加算(訪問入浴介護・訪問看護)に係る留意事項について

(1)研修計画について①

Point

・事業所の**全ての訪問介護員等及びサービス提供責任者（訪問入浴介護従業者）に対し、それぞれ個別に研修計画を作成**

・指定訪問介護事業所（指定訪問入浴介護事業所）の**全ての訪問介護員等及びサービス提供責任者（訪問入浴介護従業者）に対し、訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごと（訪問入浴介護従業者ごと）に研修計画を作成**し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。

※ 非常勤の方や年度途中の採用者等についても、研修計画の策定が必要

※ サービス提供体制強化加算の場合は、かっこ書きで記載しています。
訪問看護の場合、「指定訪問入浴介護事業所」を「指定訪問看護事業所」に、「訪問入浴介護従業者」を「看護師等」に読み替えてください（以降同様）。

特定事業所加算(訪問介護)及びサービス提供体制強化加算(訪問入浴介護・訪問看護)に係る留意事項について

(1)研修計画について②

Point

・研修計画には**研修の目標、内容、研修期間、実施時期等**を定める

・訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごと（訪問入浴介護従業者ごと）に研修計画を作成するにあたっては、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等及びサービス提供責任者（訪問入浴介護従業者）について**個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画**を策定すること。

特定事業所加算(訪問介護)及びサービス提供体制強化加算(訪問入浴介護・訪問看護)に係る留意事項について

(1)研修計画について③

Q　特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。

A　訪問介護員等ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。

　また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、**職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。**

　なお、計画については、**すべての訪問介護員等が概ね１年の間に１回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定**すること。

H21.3.23　介護保険最新情報vol.69　平成21年4月改定関係Q＆A(vol.1)〔3〕

特定事業所加算(訪問介護)及びサービス提供体制強化加算(訪問入浴介護・訪問看護)に係る留意事項について

(2)会議の開催について①

Point

・利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等（訪問入浴介護従業者）の技術指導を目的とした**会議を定期的に開催**

・利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所（当該指定訪問入浴介護事業所）における訪問介護員等（訪問入浴介護従業者）の技術指導を目的とした**会議を定期的に開催**すること。

特定事業所加算(訪問介護)及びサービス提供体制強化加算(訪問入浴介護・訪問看護)に係る留意事項について

(2)会議の開催について②

Point

・会議は事業所の**すべての訪問介護員等（訪問入浴介護従業者）が参加**
・会議の開催状況の**概要を記録**
・会議は**おおむね１月に１回以上開催**

・会議は、当該事業所においてサービス提供に当たる**訪問介護員等（訪問入浴介護従業者）のすべてが参加**するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。
・会議の開催状況については、その**概要を記録しなければならない。**
・「定期的」とは、**おおむね１月に１回以上開催**されている必要がある。（会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

特定事業所加算(訪問介護)及びサービス提供体制強化加算(訪問入浴介護・訪問看護)に係る留意事項について

(3)健康診断について①

Point

・事業所の**全ての訪問介護員等（訪問入浴介護従業者）に対し、健康診断等を少なくとも１年以内ごとに１回実施**

・当該指定訪問介護事業所（当該指定訪問入浴介護事業所）の**全ての訪問介護員等（訪問入浴介護従業者）に対し、健康診断等を定期的に実施すること。**
・健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた**「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等（訪問入浴介護従業者）も含めて、少なくとも１年以内ごとに１回**、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも１年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

特定事業所加算（訪問介護）及びサービス提供体制強化加算（訪問入浴介護・訪問看護）に係る留意事項について

（３）健康診断について②

Q　特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。

A　本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、１年以内ごとに１回、定期的に医師による健康診断（常時使用する者に労働者に該当しない者に対する健康診断の項目についても労働安全衛生法と同様とする）を、事業所の負担により実施することとしている。

次ページに続く

特定事業所加算(訪問介護)及びサービス提供体制強化加算(訪問入浴介護・訪問看護)に係る留意事項について

(3)健康診断について③

Q　特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。

A　前ページより続く

また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断（他の事業所が実施した健康診断を含む。）を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない。（この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第２１条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。）。

H21.3.23　介護保険最新情報vol.69　平成21年4月改定関係Q＆A(vol.1)　〔4〕

集団指導（特定事業所加算（訪問介護）
サービス提供体制強化加算（訪問入浴介護・訪問看護））は以上で終了です。
ご視聴いただきありがとうございました。

